

## 住宅を改修された方へ 固定資産税減額制度のお知らせ

次の家屋改修を行い、要件を満たした場合、家屋に係る固定資産税が1年度分に限り、減額されます。減額を受けようとする場合は、工事完了後、3カ月以内に申請してください。

### 【耐震改修工事を行った住宅】

既存住宅の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡まで)が次のとおり減額されます。

耐震改修工事の時期	減額年度	減額割合
平成27年12月31日まで	工事を完了した年の翌年度	2分の1

**要件** ①昭和57年1月1日以前から所在する専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分2分の1以上)  
②耐震改修費用が50万円以上  
※①と②両方に該当する必要があります



### 【バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅】

既存住宅のバリアフリーまたは省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額(バリアフリーは100㎡、省エネ改修は120㎡まで)が次のとおり減額されます。

バリアフリー改修工事の時期	減額年度	減額割合
平成28年3月31日まで	工事を完了した年の翌年度	3分の1
省エネ改修工事の時期		
平成28年3月31日まで		

**要件** 改修工事費用が50万円以上で、工事内容により次の要件を満たす必要があります。

### 【バリアフリー改修工事の場合】

ア 次のいずれかに該当する方が居住する住宅

- ・65歳以上の方
- ・要介護または要支援認定を受けている方
- ・障害のある方

イ 改修工事が次のいずれかに該当すること

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差解消
- ・引き戸への取り替え
- ・滑りにくい床材料への取り替え

※ア・イ両方に該当する必要があります



### 【省エネ改修工事の場合】

①窓の改修工事 ※必須工事  
(二重サッシ化、複層ガラス化など)

②床・天井・壁の断熱工事

※②の工事だけでは対象となりません。「①の工事」または「①と②の工事」を行った場合に対象となります



### 【耐震改修工事、バリアフリー・省エネ改修工事共通 申請方法】

改修工事後3カ月以内に次の書類を添えて、税務課(役場2階)に申請してください。

**必要書類** ・工事費用明細書 ・領収書 ・工事写真(施工前・施工後)  
・改修工事が基準に適合することの証明書(バリアフリーは不要)

**問合せ** 税務課 資産税係 TEL83-1224

## 路面の凍結に注意

降雪時や路面凍結時に車を運転する方は、速度を十分に落とし、必要に応じタイヤチェーンや冬用タイヤ(スタッドレスなど)を使用するなど、安全運転を心掛けてください。

**問合せ** まちづくり課 整備係 TEL84-1332



平成28年1月15日発行

広報まつだ

# おしらせ号

編集/発行 政策推進課

〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地 TEL 83-1222

ホームページ <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

## 来庁者アンケートのご協力をお願いします

町では、窓口サービスの向上を図るため、来庁者アンケートを実施します。ご来庁の際には、ご協力をお願いします。

**実施期間** 2月1日(月)～2月19日(金)

**実施場所** 役場、町民文化センター、寄出張所

**実施方法** 窓口で配付されたアンケート用紙に記入後、設置された回収箱に投函してください。

**調査内容** 職員の対応などについて、評価していただきます。その他、お気づきの点は自由意見欄に記入してください。

**問合せ** 総務課 庶務係 TEL83-1221

## 所得税・住民税の申告を受け付けます

**受付期間** 2月16日(火)～3月10日(木) ※土、日を除く

**時間** 9:00～11:00、13:00～16:00

**場所** 役場1階 1AB会議室  
※役場の駐車場は大変混み合いますので、徒歩または公共交通機関をご利用ください。

### 寄地区特設会場

日程	時間	場所
2月9日(火)	9:00～11:30	田代地域集会施設
	13:00～16:00	弥勒寺多目的集会施設
10日(水)	9:00～11:30	宇津茂地域集会施設
	13:00～16:00	
12日(金)	9:00～11:30	虫沢地域集会施設
	13:00～16:00	萱沼児童館

### 必要な書類等

○源泉徴収票(給与・年金収入の方)、生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料などの証明書、印鑑をお持ちください。

○還付申告をされる方は、申告者本人名義の預貯金の口座番号がわかるものをお持ちください。

### 注意事項

○医療費控除を受けられる方は、領収書などの整理や計算をしておいてください。

○農業所得、不動産所得、事業所得の申告をされる方は、収支内訳書または青色申告決算書を作成しておいてください。

○租税公課に固定資産税を計上される方は、平成27年度固定資産課税明細書または公課証明書を利用してください。

○小田原税務署では、2月21日・2月28日の日曜日にも申告相談、申告書の收受を行います(電話による相談は行いません)。

○損失申告、退職所得、譲渡所得、住宅借入金等特別控除(1年目)、贈与税、相続税、消費税の申告相談は小田原税務署(TEL35-4511)での受け付けになります。

**問合せ** 税務課 町民税係 TEL83-1224

## 今月の納付

町 県 民 税 税務課 町民税係 TEL83-1224  
国民健康保険税 町民課 国保年金係 TEL83-1225  
後期高齢者医療保険料 町民課 国保年金係 TEL83-1225  
介護保険料 福祉課 高齢介護係 TEL83-1226

**納期限は、2月1日(月)です。**

口座振替をご利用の方も、同日が振替日です。

税金や保険料のお支払いは、納め忘れがなくなる口座振替が便利です。

口座振替のお申し込みは、各金融機関または役場担当窓口で、預貯金通帳、届出印をご持参のうえ行ってください。

## 税の申告相談会のお知らせ

### 【所得税・事業税・住民税の申告相談会】

所得税の確定申告書の書き方や、個人事業税及び住民税(町県民税)の申告相談を行います。相談を希望する方は、収入金額、必要経費や所得金額の分かるもの、確定申告の書類、印鑑など申告に必要なものをお持ちください。

**日時** 2月1日(月) 9:30～12:00(受付は11:00まで)  
13:00～16:00(受付は15:00まで)

**場所** 町民文化センター 1階 展示ホール

### 【税理士による無料相談会】

小規模納税者の方の所得税と消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象として、次のとおり申告相談会を開催します。

**日時** 2月2日(火)、3日(水)、12日(金)、15日(月)  
9:30～12:00(受付は11:00まで)  
13:00～16:00(受付は15:00まで)

**場所** 2月2日、3日 小田原市川東タウンセンターマロニエ  
3階 マロニエホール(小田原市中里 273-6)  
2月12日、15日 南足柄市役所 5階大会議室(南足柄市関本 440)

※混雑状況により受付時間を早めに締め切る場合があります

※譲渡所得(株の譲渡を含みます)のある方、所得金額が高額な方、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方、相談内容が複雑な方、税理士に依頼されている方はご遠慮ください。

**問合せ** 税務課 町民税係 TEL83-1224



## 青色申告会による確定申告指導会場

青色申告会では、所得税の確定申告指導会場を開設し、申告指導を行います。

**日程** 2月1日(月)～3月15日(火) ※2月の土曜日は休業日です

**時間** 9:00～15:00 ※最終日3月15日(火)の受付は14:00まで

**場所** 青色会館 3階 大ホール(旧県合同庁舎)

(小田原市本町2-3-24 ※小田原駅東口から徒歩10分)

※経験豊富なスタッフが決算書・申告書の作成をご指導いたします

※会員の申告書はお預かりし、税務署へ提出することもできます

※税理士による無料相談コーナーもございます

※住宅借入金特別控除、株式の売却、贈与税、相続税、土地・建物・ゴルフ会員権の売却などの申告につきましては、税務署にてご相談ください

**問合せ** 小田原青色申告会 TEL24-2611

